

特例病床の設置辞退について

1. 報告事項

- ・医療法では、診療所に病床を設けようとするとき、原則、都道府県知事の「許可」を得なければならないとされているが、特定の要件を満たす場合には、知事は医療審議会の意見を聴いて、「届出」により病床設置を認めることができる。
- ・以下の案件については、令和5年3月の県医療審議会において、医療審議会の意見を聴いたうえで、「特例病床」として設置を認めたが、令和6年12月に申請者から設置について辞退の申し出があった。
- ・令和7年3月の湖北圏域地域医療構想調整会議において報告され、了承されたことから、本審議会に報告するもの。

申請者	神野 佳樹
診療所名称	J' s 女性救命クリニック
所在地	米原市能登瀬1303
診療科目	産婦人科
病床数	一般病床 16床

2. 経過

- R3.9.10 新型コロナウイルス感染症にかかる特例病床設置
- R5.2.22 長浜保健所に周産期医療のための病床設置にかかる事前協議申出書提出
- R5.3.2 湖北圏域地域医療構想調整会議において「病床の設置は妥当」との意見
- R5.3.28 県医療審議会において了承
- R5.7.1 コロナウィルス重点医療機関から外れたため、新型コロナウイルス感染症にかかる特例病床廃止
- R6.12 申請者から病床設置を辞退する旨の申し出
- R7.3.13 湖北圏域地域医療構想調整会議において病床設置の辞退について報告し了承

○辞退に至った理由

- ・医師の確保のため申請者自ら採用活動に取り組まれたが、周産期の医師を集めることが困難であること。
- ・設備の改修が必要となるが、物価高騰の影響で多額の費用が見込まれること。

(参考)「特例病床」が設置できる場合

医療法施行規則第1条の14第7項

- ① 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所（第1号）
- ② へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所（第2号）